

# 12月30日(月)にもえるごみの収集を実施します!

町民カレンダーに記載はありませんが町内全地区で年末特別収集を実施します。当日朝8時までにもえるごみの指定袋に入れて、もえるごみ置き場に出してください。

## 年末・年始のごみ収集について

12月23日(月・祝)および、12月31日(火)～1月3日(金)には、ごみの収集は行いません。  
 12月24日(火)からの年末年始のごみ収集は、右表のとおり変則的になっています。出しまちがえないようにしてください。(町民カレンダーの各種ごみマークには、通常の収集の曜日と異なる場合、★マークがついています)

- ◆決められた収集日以外に出されたごみは収集しません。収集日以外にごみを出すと、ごみが放置されたり、動物が荒らしたりするなど、近隣の方の迷惑になります。収集日は必ず守ってください。
- ◆年末年始は通常よりごみが多くなりますので各家庭で計画的に出してください。
- ◆他の地区には、ごみを出さないでください。地区の方の迷惑になります。
- ◆ごみ収集車のコースが変更されることがあるため、収集時間がいつもと変わる場合があります。ごみを出す時間は、必ず守ってください。

問 環境防災課 ☎ 84-0314



地区 内容	岡野、金井島、 上延沢、下延沢、 円中、上島、河原町	宮台、牛島、榎本、 中家村、下島、 パレットガーデン
もえるごみ	年末収集日 12月24日(火)、 26日(木)、30日(月)	年末収集日 12月25日(水)、 27日(金)、30日(月)
	年始開始日 1月6日(月)	年始開始日 1月7日(火)
プラスチック 製容器包装	年末最終日 12月27日(金)	年末最終日 12月26日(木)
	年始開始日 1月8日(水)	年始開始日 1月8日(水)
剪定枝	年末最終日 12月25日(水)	年末最終日 12月24日(火)
	年始開始日 1月7日(火)	年始開始日 1月6日(月)
粗大ごみ	年末最終日 12月26日(木) ※申し込み受付は、12月20日(金)まで 申し込みが多数のときは事前に締め切る場合があります。	年末最終日 12月26日(木) ※申し込み受付は、12月20日(金)まで 申し込みが多数のときは事前に締め切る場合があります。
	年始開始日 1月9日(木) ※申し込み受付は、12月27日(金)まで	年始開始日 1月9日(木) ※申し込み受付は、12月27日(金)まで
資源ごみ	年末最終日 12月28日(土)	年末最終日 12月28日(土)
	年始開始日 1月4日(土)	年始開始日 1月4日(土)
もえないごみ	各地区により収集日が異なります。 町民カレンダーをご覧ください。	

## 年末年始の役場業務と公共施設などの業務日程

施設名	休みの期間
役場	12月28日(土)～1月5日(日) ※期間中の死亡届など緊急の場合は、 8時30分～17時に日直までご連絡をお願いします。 ☎ 83-2331
町民センター	12月28日(土)～1月4日(土) ※教育委員会、福祉課、保険健康課 の業務日程は、役場と同じです。
図書室	12月28日(土)～1月4日(土)
水辺スポーツ公園	12月29日(日)～1月3日(金)
瀬戸屋敷	12月29日(日)～1月3日(金)

施設名	休みの期間
福祉会館	12月28日(土)～1月4日(土) ※社会福祉協議会の業務日程は、役場 と同じです。
開成町自転車等駐車場	12月29日(日)～1月3日(金)
グリーンリサイクルセンター	12月29日(日)～1月5日(日) ※直接搬入は16時30分まで ※家庭系の直接搬入は、12月27日 (金)までに環境防災課へ事前申請 が必要です。 ☎ 85-5020
施設名	休場日
小田原市斎場	1月1日(水)～1月3日(金) ※1月4日(土)から通常どおりの業 務となります。

## 年末年始の医療機関診療日程

医療機関名	平成 25 年 12 月				平成 26 年 1 月				
	28	29	30	31	1	2	3	4	5
	土	日	月	火	水	木	金	土	日
遠藤耳鼻咽喉科医院	×	×	×	×	×	×	×	×	×
大熊整形外科	○	×	×	×	×	×	×	○	×
岡部医院	△	×	×	×	×	×	×	△	×
眼科さくらクリニック	△	×	×	×	×	×	×	×	×
樹医院	△	×	×	×	×	×	×	○	×
白鷗医院	△	×	×	×	×	×	×	△	×
松元医院	△	×	×	×	×	×	×	×	×
吉原医院	○	×	×	×	×	×	×	×	×
足柄上地区休日急患診療所	×	○	○	○	○	○	○	×	○
県立足柄上病院	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎



×…終日休診 △…午前診療 ○…平常診療 ◎…急患のみ診療

※診療時間は各医療機関へお問い合わせください。

足柄上地区休日急患診療所 受付・診療時間 9時30分～12時 13時～16時30分

☎ 83-1800

## 年末年始の急患歯科診療

日時 12月29日(日)～1月3日(金) 9時～12時

場所 足柄歯科医師会歯科保健センター内歯科診療室(南足柄市班目 1547 足柄衛生センター内)

持ち物 保険証

☎ 足柄歯科医師会歯科保健センター内歯科診療室 ☎ 74-1180

## 口座振替のお勧め

町では税金などを金融機関からの口座振替で納めることができます。仕事などで役場の開庁時間内や金融機関などの「営業時間内に納めに行けない」、「うっかり納期限まで納め忘れてしまう」などの場合には、自動的に振り替えられて便利な口座振替の利用をお勧めします。

### 【口座振替のできる税金など】

町・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、放課後児童利用料、上下水道使用料、下水道受益者負担金、住宅使用料、開成幼稚園保育料、し尿処理手数料

### 【口座振替を利用できる金融機関】

横浜銀行、スルガ銀行、さがみ信用金庫、中央労働金庫(県内のみ)、かながわ西湘農協、ゆうちょ銀行、中栄信用金庫 以上の本・支店

### 【申し込み方法】

預金通帳、その届出印鑑をお持ちのうえ、金融機関窓口または開成町役場の税・料金の各担当課窓口で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し提出してください。

※申込日の翌月末から利用できます。

☎ 税務窓口課 ☎ 84-0313

## 歳末火災特別警戒の実施

これからの季節は、空気が乾燥し火災が発生しやすくなります。  
小田原市消防本部と町消防団では「災害のないまちづくり」をめざし、12月25日（水）から30日（月）までの間、歳末火災特別警戒を実施します。  
空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期ですので、火の取り扱いには注意しましょう。

各分団巡回日 ○印:各分団の巡回（出動）日

分団名（担当地区）	25日	26日	27日	28日	29日	30日
特設第1分団（下延沢・円中地区）	○		○	○		○
特設第2分団（榎本・中家村地区）	○	○		○	○	
第1分団（岡野・金井島地区）	○		○	○		○
第2分団（上延沢地区）	○	○		○	○	
第3分団（宮台・牛島地区）	○	○		○	○	
第4分団（上島・河原町地区）	○		○	○		○
第5分団（下島・パレットガーデン地区）	○		○	○		○



期 間 12月25日（水）～30日（月） 町内各地域を消防車で巡回  
時 間 20時～24時 【20時～21時】赤色灯・警鐘・防火広報巡回  
【22時～23時】赤色灯・警鐘巡回

- ◆25日と28日は、全分団が担当地区を巡回します。
- ◆26日、29日の巡回分団および巡回地区  
特設第2分団—吉田島地区を巡回  
第2分団—岡野・金井島・上延沢地区を巡回  
第3分団—下延沢・円中・宮台・牛島地区を巡回
- ◆27日、30日の巡回分団および巡回地区  
特設第1分団—下延沢・円中・宮台・牛島地区を巡回  
第1分団—岡野・金井島・上延沢地区を巡回  
第4分団—上島・河原町・榎本地区を巡回  
第5分団—中家村・下島・パレットガーデン地区を巡回

問 環境防災課 ☎84-0314

## 第2回湘南シクロクロス2013-14 in 開成水辺スポーツ公園 ～未整地のコースを走行する自転車競技を観戦してみませんか～

開成水辺スポーツ公園の芝や階段を取り入れたコースを設営し、間近で迫力ある走行シーンを観戦することができます。

シクロクロスとは未整地のコースを走行する自転車競技です。コースには砂地などの悪路や階段が設定されるため、テクニックとパワーを必要とします。なかには自転車では走行できない障害物もあるため、自転車を担いで走ったりと整地を走行するロードサイクルでは観ることができない光景をご覧ください。

日 時 12月23日（月・祝）、1月26日（日）9時～16時ごろ

場 所 開成水辺スポーツ公園

費 用 無料

主 催 NPO法人湘南ベルマーレスポーツクラブ

※詳細につきましては大会ホームページをご覧ください。HP <http://bellmarecycle.com/>

※湘南ベルマーレのオリジナルキッチンカーも出店予定です。

※当日駐車場は大変混み合うため、徒歩または自転車でのご来園をお願いします。

問 開成水辺スポーツ公園 ☎83-1331

企画政策課 ☎84-0312



# 住宅の改修に伴う固定資産税の減額

## 省エネ改修（熱損失防止改修）

平成20年1月1日以前から町内に所在する住宅（賃貸住宅を除く）のうち、平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に一定の条件で省エネ改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税（家屋）（当該住宅の120㎡の床面積相当分まで）を3分の1減額します。

### 減額を受けられる要件

- 1 改修工事に要した費用の額が50万円以上であること
- 2 改修後原則3か月以内に申告を行うこと
- 3 現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない建物であること

### 減額のための必要書類

- 1 住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額申告書（税務窓口課にあります）
- 2 現行の省エネ基準に適合した住宅であることを証する証明書（建築士などが発行したもの）
- 3 工事内容や金額を示す工事明細書の写しおよび領収書の写し

### 一定の省エネ改修工事とは

次の1から4までの工事です。このうち、1の工事は必ず実施することが条件になります。

- 1 窓の断熱性を高める改修工事（必須）
- 2 床の断熱性を高める改修工事
- 3 天井の断熱性を高める改修工事
- 4 壁の断熱性を高める改修工事（外気などと接する部分の工事に限る）

## 耐震改修

昭和57年1月1日以前からある住宅の耐震改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税（家屋）（当該住宅の120㎡の床面積相当部分）を2分の1減額します。

### 減額を受けられる要件

- 1 改修工事に要した費用の額が50万円以上であること
- 2 改修後原則3か月以内に申請を行うこと

### 減額のための必要書類

- 1 耐震改修減額申請書（税務窓口課にあります）
- 2 耐震基準適合証明書
- 3 工事内容や金額を示す工事明細書の写しおよび領収書の写し

## バリアフリー改修

平成19年1月1日以前から所有する住宅（賃貸住宅を除く）のうち、65歳以上の方、要介護もしくは要支援の認定を受けている方または障がいのある方が居住する建物で、平成19年4月1日から平成28年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税（家屋）（当該住宅の100㎡の床面積相当分まで）を3分の1減額します。

### 減額を受けられる要件

- 1 改修工事に要した費用の額（地方公共団体からの補助金などを控除した額）が50万円以上であること
- 2 改修後原則3か月以内に申告を行うこと
- 3 現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない建物であること
- 4 65歳以上の方、要介護もしくは要支援の認定を受けている方または障がいのある方が居住していること

### 減額のための必要書類

- 1 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額申告書（税務窓口課にあります）
- 2 改修工事の内容などを確認できる書類（工事明細書、現場の写真など）および改修工事に要した費用の領収書の写し
- 3 改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類
  - ① 要介護または要支援を受けている方がお住まいの場合はその方の被保険者証の写し
  - ② 障がいのある方がお住まいの場合はその方の障がいを証する書類
- 4 バリアフリー改修工事にあたり、町の補助金などの交付、居宅介護住宅改修費の給付または介護予防住宅改修費の給付を受けた場合は、交付または決定を受けたことを確認することができる書類

### 一定のバリアフリー改修工事とは

- ① 廊下の拡幅
- ② 階段の勾配の緩和
- ③ 浴室の改良
- ④ 便所の改良
- ⑤ 手すりの取り付け
- ⑥ 床の段差の解消
- ⑦ 引き戸への取り替え
- ⑧ 床表面の滑り止め化



## 男性のための ゆる体操一日体験会

ゆる体操は、「プラプラ」「フワッ」と出す自然な呼吸法にあわせて、体をほぐすやさしいストレッチです。体を無理に伸ばしたり曲げたりしませんので、しばらく運動から遠ざかっていた方、普段の運動の習慣がない方でも大丈夫です。

前回の体験会では、「楽しい、気持ちいい」「体が軽くなった」「肩のはりがとれた」などたくさん喜びの声が聞かれました。この機会に、心と体をリラックスさせましょう！

**日時** 1月25日(土) 13時30分～15時  
(受付 13時15分から)

**場所** 福祉会館多目的ホール

**講師** NPO法人日本ゆる協会公認  
ゆる体操正指導員 かしむら のぼる 檜村 昇さん  
開成ゆる体操の会(NPO法人日本ゆる協会公認 ゆる体操準指導員)の皆さん

**対象** 町内在住の男性

**定員** 30人程度

**費用** 無料

**持ち物** 筆記用具、水分補給のための飲み物、運動できる服装

**申込** 1月17日(金)までに直接お申し込みください。

**申問** 保険健康課 ☎84-0327



## 認定長期優良住宅に対する 固定資産税の減額

長期優良住宅に認定された家屋について固定資産税の減額を受けるためには申告が必要です。

**対象家屋** 次の①～④全てに該当する家屋

①平成21年6月4日から平成26年3月31日までの間に新築された住宅であること

②長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定により行政庁(神奈川県)の認定を受けて新築された住宅であること

③専用住宅・併用住宅(併用住宅については、居住部分が2分の1以上のものに限ります)

④居住部分の床面積が50㎡(一戸建以外の賃貸住宅は40㎡)～280㎡

**減額期間** 5年間(3階建て以上の中高層耐火建築住宅などは7年間)

※一般住宅軽減は3年間(3階建て以上の中高層耐火建築住宅などは5年間)

**減額される税額** 1戸当たり120㎡分までについて2分の1が減額されます。

※一般住宅軽減との併用はできません。

**申告方法** 申告書(税務窓口課にあります)に記入のうえ、長期優良住宅認定通知書(写し)を添えて税務窓口課まで提出してください。

**申告期限** 新築された年の翌年の1月31日まで  
※平成25年中の建築分については1月31日(金)まで

**申問** 税務窓口課 ☎84-0313

## 丸太の森情報

### 【七草粥<sup>がゆ</sup>を味わう会】

**日時** 1月5日(日) 11時～15時

**場所** 足柄森林公園丸太の森 古民家

**内容** 一年の無病息災<sup>むびょうそくさい</sup>を願って、春の七草で作る七草粥を園内の古民家でお召し上がりください。

**定員** 先着100人

**費用** 入園料のみ

※申し込みは不要です。

**申問** 足柄森林公園丸太の森 管理事務所  
☎74-4510



## 家屋を取り壊した方・ これから取り壊す方へ

今年、住宅や物置などを取り壊した方、または年内に取り壊す予定のある方は、家屋取り壊し届を税務窓口課へ提出してください。年内に取り壊された家屋は、来年度の固定資産税の課税対象から除かれます。書類は税務窓口課にあります。

**提出先** 税務窓口課 資産税担当

**持ち物** 印鑑

**申問** 税務窓口課 ☎84-0313



## 開成町子育て支援センター事業 1月のおでかけ保育

子育て支援センターでは、毎週木曜日に地域の未就園児とその親子を対象に、町内の施設で「おでかけ保育」など、さまざまな催しを行っています。事前の申し込みは必要ありません。(23日、30日は申し込みが必要)

<b>1月9日(木)</b> 時 間 10時～11時30分 場 所 福祉会館2階 大広間 内 容 「お正月遊びをしよう」	持ち物 油性マジック(数色)、新聞紙(1枚)、はさみ
<b>1月16日(木)</b> 時 間 10時～12時 場 所 福祉会館2階 大広間 内 容 「ちびっこサロンで遊ぼう」 対 象 町内在住の未就園児(生後6か月～3歳未満)の親子	持ち物 オムツ交換用バスタオルまたはマット、水筒、着替え一式 ※チビっ子らんの遊具で遊びます。 
<b>1月23日(木)</b> 時 間 10時～11時30分 場 所 福祉会館2階 大広間 内 容 「赤ちゃんサロン」 ～手作り簡単おもちゃを作ろう～ 対 象 町内在住の未就園児(生後3か月～1歳未満)の親子 定 員 10組	持ち物 オムツ交換用バスタオルまたはマット、水筒、着替え一式 申 込 12月16日(月)から電話でお申し込みください。 
<b>1月30日(木)</b> 時 間 10時30分～12時(受付10時30分) 場 所 酒田保育園 えほんランド&木育ランド 内 容 ふれあいランチ 費 用 300円(当日集金します) 対 象 町内在住の未就園児(平成22年4月2日生～平成24年1月31日生)の親子 定 員 20組	持ち物 白いご飯(1回分)、水筒、スプーン、フォーク、はし(使っている方)、エプロン、ぬれお手ふきタオル、ランチマット 申 込 12月16日(月)から電話でお申し込みください。 ※お子さんの給食のみ用意します。

**申 問** 酒田子育て支援室 ☎82-1222  
(土、日、祝および12月28日～1月5日を除く13時～16時)



## 「いちごクラブ」

母子保健推進員OBいちご会の協力のもと、初めての赤ちゃんを育てるお母さんの友達づくりの場、情報交換の場として「いちごクラブ」を開催しています。日中、赤ちゃんと二人きりでいる、周りに知り合いがいなくて不安に感じている、子育てが思うようにいかずにストレスがたまっているお母さん、気軽にお出かけください。事前の申し込みは必要ありません。

日 時 1月20日(月)  
10時～11時30分(受付9時30分～10時)  
場 所 保健センター  
内 容 手遊びや伝承遊びをはじめ、季節にあわせた行事を行います。  
今回のテーマは「節分・豆まき」です。

対 象 おおむね生後3か月からお誕生を迎える月までの第一子と母親  
参加費 100円

**問** 保険健康課 ☎84-0327



# 乳 幼 児 の 健 診

健診種類	日程・受付時間	対 象	内 容 ・ 持 ち 物 等
3～4か月児健診	1月16日(木) 13時～ 13時15分	平成25年 9月生まれ	子どもの体と心の成長確認と育児相談 (身長・体重測定、医師の診察、育児や栄養の相談) <b>【持ち物】</b> ①母子健康手帳(保護者の記録:3～4か月のころ) ②3～4か月児健康診査問診票 ③体温計 ※①②は、事前に記入してお持ちください。 ※対象の方には、母子保健推進員が声かけ訪問を兼ねて、通知・問診票・予診票を持って伺います。 ※時間がかかることがありますので、哺乳瓶やミルクをお持ちください。
7～8か月児健康相談	1月28日(火) 9時30分～ 9時45分	平成25年 6月生まれ	このころの成長発達と育児のポイントについてのお話、子どもの成長確認と育児相談(身長・体重測定、育児や栄養の相談) <b>【持ち物】</b> ①母子健康手帳 ②7～8か月児健康相談問診票 ※①②は、事前に記入してお持ちください。 ※対象の方には、母子保健推進員が声かけ訪問を兼ねて、通知・問診票を持って伺います。
お誕生日前健診(満10か月～11か月)			<b>【持ち物】</b> ①母子健康手帳 ②お誕生日前健康診査票 ※足柄上医師会、小田原医師会に加入している契約医療機関で随時実施
3歳児健診	1月15日(水) 13時～ 13時15分	平成22年 11・12月 生まれ	<b>【持ち物】</b> ①母子健康手帳(保護者の記録:3歳のころ) ②3歳児健康診査問診票 ③歯科診査票 ④視力・聴力の調査票 ⑤子育てアンケート ⑥現在使用している歯ブラシ ⑦早朝尿 ※①～⑤は、事前に記入してお持ちください。 ※対象の方には、個別に通知します。

- ◆都合で受けられない場合は、事前に保険健康課へご連絡ください。
- ◆対象人数が多い場合、誕生日で健診日や受付時間を変更する場合があります。その際は個別通知などで連絡します。
- ◆費用は無料です。
- ◆健診場所は保健センターです。

※平成23年度まで3～4か月児健診で同時実施していたBCG接種は、平成24年4月から個別接種になりました。かかりつけの医療機関で生後12か月までに必ずお受けください。

問 保険健康課 ☎84-0327



## 離乳食講習会

離乳食の開始から完了までの進め方や内容など、実際に見て、聞いてみませんか。親子で参加できます。

**日 時** 1月23日(木)  
**満6か月ごろまで(離乳食開始～)**  
 受付 9時45分～10時  
 (講習会:約1時間30分)  
**満6か月以降(～離乳食完了まで)**  
 受付 10時15分～10時30分  
 (講習会:約1時間)

**場 所** 保健センター 栄養指導室  
**対 象** 1歳未満のお子さんの保護者  
**費 用** 無料

**内 容** 離乳食の始め方・進め方、試食、情報交換  
**持 ち 物** 母子健康手帳、筆記用具、ハンドタオル  
 ※当日、直接お越しください。  
 ※満6か月ごろまでのお子さんには、託児があります。申し込みは不要です。オムツ、おしりふき、哺乳瓶、ミルクなどお子さんに必要なものをお持ちください。

問 保険健康課  
 ☎84-0327



## 成人健康相談

～心身の健康に関する相談を受け付けます～

健康・体力づくり、病気の予防や自己管理のために利用してください。心の相談もあわせて受け付けています。

日時 1月22日(水) 13時30分～15時30分

場所 保健センター

内容

- ・健診後のメタボリック症候群予防について
- ・高血圧、糖尿病などのコントロールのための食事や運動について
- ・血圧測定や尿検査
- ・体組成測定(内臓脂肪、筋肉、骨、基礎代謝など)

対象 18歳以上の方

相談員 保健師、栄養士

費用 無料

申込方法 前日までに電話または直接お申し込みください。

**申 問** 保険健康課 ☎84-0327

## ノロウイルスに注意しましょう

ノロウイルスは、感染性胃腸炎を起こすウイルスで、下痢や嘔吐、発熱などの症状がでます。2～3日で回復しますが、抵抗力の弱い乳幼児や高齢者では重篤な症状になることがあります。

この時期の感染性胃腸炎のうち、集団発生例はノロウイルスによるものが多く、患者の発生は12月中旬頃にピークとなる傾向がありますので注意しましょう。

### 【家庭での予防ポイント】

- ①外出先から帰宅した後、トイレの後、調理の前、食事の前には手をよく洗いましょう。
- ②まな板など調理器具は、十分に洗浄し、熱湯や台所用漂白剤で消毒しましょう。
- ③嘔吐物、排泄物などを処理する場合は、直接触れないようにしましょう。もし、触れた場合には、石けんを使ってよく手を洗いましょう。
- ④二枚貝類の取り扱いには十分注意し、中心部まで加熱調理(85℃で1分以上)をして食べましょう。

**問** 保険健康課  
☎84-0327



## 特設人権相談所の開設

人権擁護委員が無料で次の相談に応じます。気軽に相談してください。

日時 1月15日(水) 13時～16時

場所 松田町民文化センター3階会議室

内容

- ・児童、生徒のいじめ、体罰の問題など
- ・家庭内や隣近所のことで困ったこと、悩みごと
- ・名誉き損、プライバシーの侵害など
- ・その他、人権に関すること

費用 無料

※個人の秘密は固く守ります。

※申し込みの必要はありません。

**問** 西湘二宮人権擁護委員協議会  
(横浜地方法務局西湘二宮支局内)  
☎0463-70-1102



## 戸籍の窓

### お悔やみ申し上げます

11月16日から11月30日までに届け出のあった方(敬称略)希望された方のみ掲載しています。

氏名	性別	年齢	世帯主名	地区
いしい けんじ 石井 健次	男	88	本人	榎本
おの りょうじ 小野 良二	男	92	本人	中家村
ちゃたに けいこ 茶谷 啓子	女	70	昌良	榎本